

第3次美唄市生涯学習推進計画

【後期基本計画】

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度



コーディネーショントレーニングの様子

令和8(2026)年3月
美唄市教育委員会

目 次

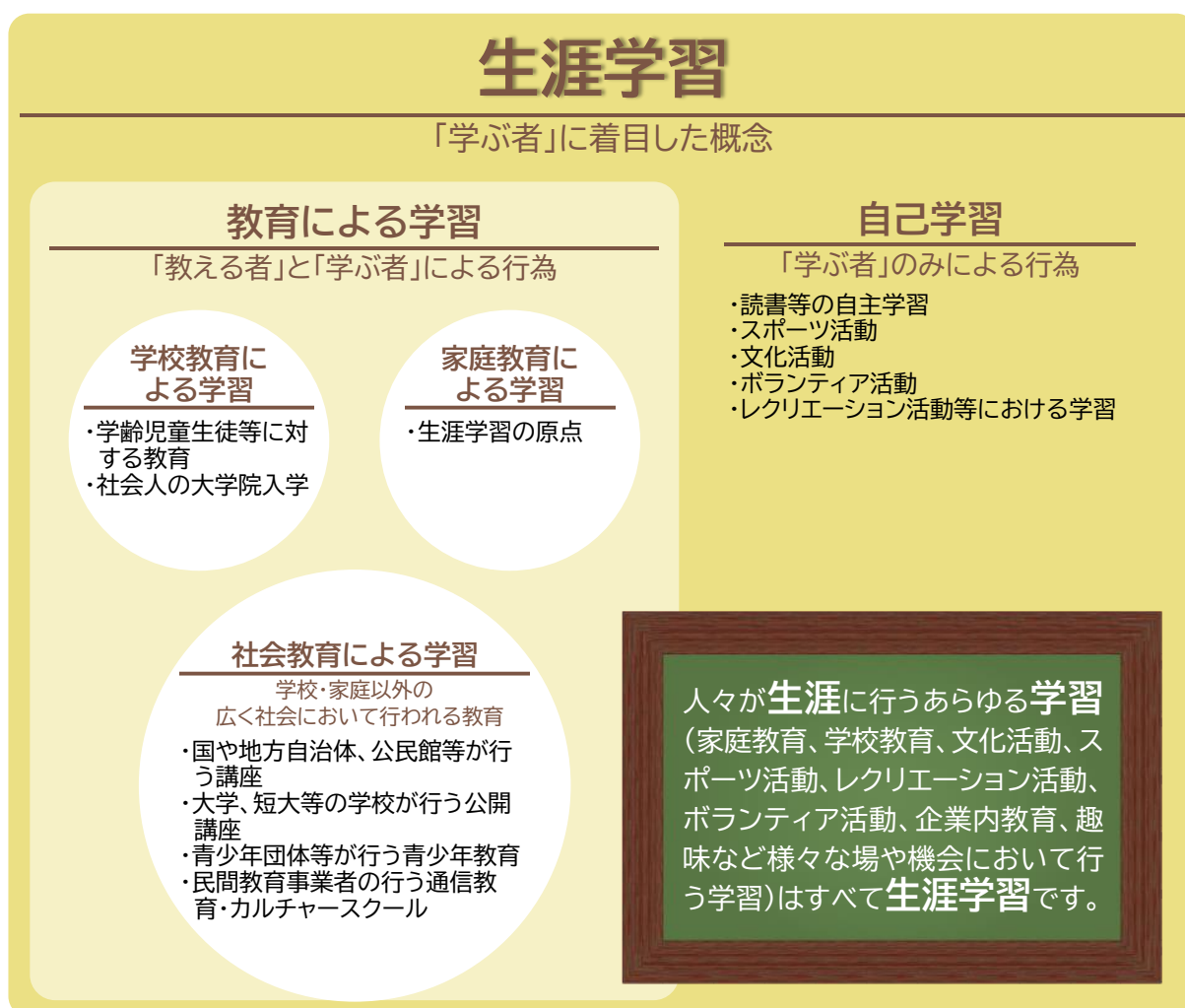
第1章 策定の趣旨	0
1 生涯学習とは.....	0
2 生涯学習の意義.....	2
3 計画策定の趣旨.....	2
4 生涯学習を取り巻く状況.....	3
5 計画の期間.....	4
第2章 前期基本計画の実施状況	5
1 前期基本計画の概要.....	5
2 各施策の実施状況.....	6
第3章 目指す姿	11
1 目指すべき生涯学習社会.....	11
2 3つの柱.....	11
3 基本施策.....	11
4 施策の体系.....	13
5 施策の展開.....	14
参考資料	33
生涯学習施設の現況.....	33
主な生涯学習施設の利用状況.....	34
国及び北海道、美唄市指定の有形・無形文化財.....	35
第3次美唄市生涯学習推進計画（後期基本計画）の策定に係る諮問・答申.....	39
美唄市社会教育委員名簿.....	41

第1章 策定の趣旨

1 生涯学習とは

生涯学習とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を指すものとして「生涯学習社会」という言葉も用いられます。

教育基本法^{※1}(平成18(2006)年法律第120号)第3条に、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されています。



※1 昭和22(1947)年に制定され、平成18(2006)年に全部改正された。生涯学習の理念のほか、家庭教育(第10条)の支援、幼児期の教育(第11条)の振興、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力(第13条)、教育振興基本計画(第17条)策定などが新設された。

2 生涯学習の意義

生涯学習が必要な理由の主なものとして、現代社会は変化のスピードが速く、絶えず新たな知識、技術、価値観が出現します。既存の知識や技術はすぐ時代遅れになる場合があり、新たな知識、技術に対応するための学習が必要になっています。

また、学歴偏重の考え方を改め、生涯にわたって「何をどれだけ学んだか」を適切に評価される社会を作っていく必要があります。

内閣府の「高齢者の健康に関する調査」(平成29(2017)年度)に、社会的な活動への参加の有無を主観的な健康状態別にみる調査項目があります。

健康状態が良いと回答している人の方が、あまり良くないと回答している人より、外出頻度、会話頻度、社会的な活動の参加のいずれにおいても活発である結果がみられました。「健康状態が実際に良いから日常生活において活発である」のか「日常生活において活発であるから健康状態の自認が良い」のか判断することはできません。しかし、少なくとも主観的健康状態が「良くない」人は、外出頻度、会話頻度、社会的な活動の参加のいずれにおいても低めの結果が出ています。

生涯学習は、生涯のいつでも自由に学習機会を選択し、学ぶことができるものです。

生涯学習の必要性を感じないという人も多いと思いますが、生涯学習は人生を楽しく豊かにし、健康状態にも良い影響を及ぼす有効な活動です。このことから、生涯学習を推進することは意義あることと言えます。

3 計画策定の趣旨

本市では、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とした「第7期美唄市総合計画」に関連する個別計画として、「第3次美唄市生涯学習推進計画・前期基本計画」を、令和3(2021)年度～令和7(2025)年度までの5年間を計画期間として策定しました。

この計画では、目指すべき生涯学習社会として「地域に根ざし、暮らしに学ぶ、すべての世代が活躍できるまちづくり」をビジョンに、3つの柱(学びの充実、地域活動の充実、地域への還元)をもとに、6つの基本施策から生涯学習の推進に取り組みました。

この計画が令和7(2025)年度をもって終了することから、第7期美唄市総合計画との整合性を図り、「第3次美唄市生涯学習推進計画・前期基本計画」を検証し、時代の潮流、関連する関係法令や社会情勢、本市の特性などを踏まえ、市民が生涯学習を通じ、将来にわたって希望を抱くことができるよう、「第3次美唄市生涯学習推進計画・後期基本計画」を策定するものです。

また、この計画は、学習の場や機会、情報提供の一層の充実を図り、行政各部局が進める生涯学習事業を推進する上での指針となるものです。

4 生涯学習を取り巻く状況

(1) 国内の状況

日本全体の人口は、平成21(2009)年をピークとした減少が続いており、計画期間である令和3(2021)年度から令和7(2025)年度の間、本市においても、人口の減少に歯止めがかからない状況となっています。

日本経済は、雇用・所得環境の改善が続き、個人消費や設備投資が増加傾向で推移するなど、緩やかな回復が続いています。

北海道経済においても、平成30(2018)年9月の北海道胆振東部地震の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大などにより厳しい状況が続いていましたが、観光客数の増加や個人消費の改善など、緩やかに持ち直しています。

このように、北海道胆振東部地震や新型コロナウイルス感染症による影響は大きく、生涯学習においても、外出自粛などにより制限を受けました。

一方、企業などのテレワーク※2や学校などのオンライン学習※3などの普及により、超スマート社会(Society5.0)※4の実現に向けて、IoT※5やビッグデータ※6、人工知能(AI)※7等をはじめとする技術革新が一層進み、社会全体が大きく転換しました。

(2) 生涯学習をめぐる動向

平成18(2006)年に新しい時代の教育理念を明示する改正教育基本法が成立し、新たに生涯学習の理念(第3条)が規定されました。

国では、同法の目的や目標を踏まえ、教育振興基本計画が第1期(平成20(2008)年7月1日閣議決定)、第2期(平成25(2013)年6月14日閣議決定)、第3期(平成30(2018)年6月15日閣議決定)と定められ、令和5(2023)年6月16日に「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。この計画は、2040年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング※8の向上」を掲げています。

また、文化財の地域の実態に合わせた多様な保存・活用などを目的として、令和4(2022)年4月に文化財保護法(昭和25(1950)年法律第214号)の一部が改正されました。

スポーツにおいては、平成23(2011)年8月に施行されたスポーツ基本法※9(平成23(2011)年法律第78号)の規定に基づき、「第3期スポーツ基本計画」が令和4(2022)年3月に策定され、スポーツ機会の創出やスポーツを通じた共生社会の実現などに取り組むこととしています。

※2 ICT(情報通信技術)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

※3 インターネットを使った教育活動の総称。

※4 狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0) 工業社会(Society3.0) 情報社会(Society4.0)に続く、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステム。

※5 Internet of Thingsの略。様々なモノがインターネットに接続すること。

※6 インターネットなどのネットワークを通じて収集される膨大なデータ。ICT(情報通信技術)の発展に伴って、様々な種類及び形式で生成されるデータの収集が可能となる。

※7 Artificial Intelligenceの略。人工知能のこと。ビッグデータなどを解析。

※8 身体的、精神的、社会的に良好で満たされた状態を指す言葉。単なる健康や一時的な幸福感だけでなく、持続的な「よい状態」を意味します。

※9 昭和36(1961)年に制定されたスポーツ振興法(昭和36年法律第141号)が、平成23(2011)年に全部改正された。スポーツに関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定め、総合的、計画的に推進することを目的としている。

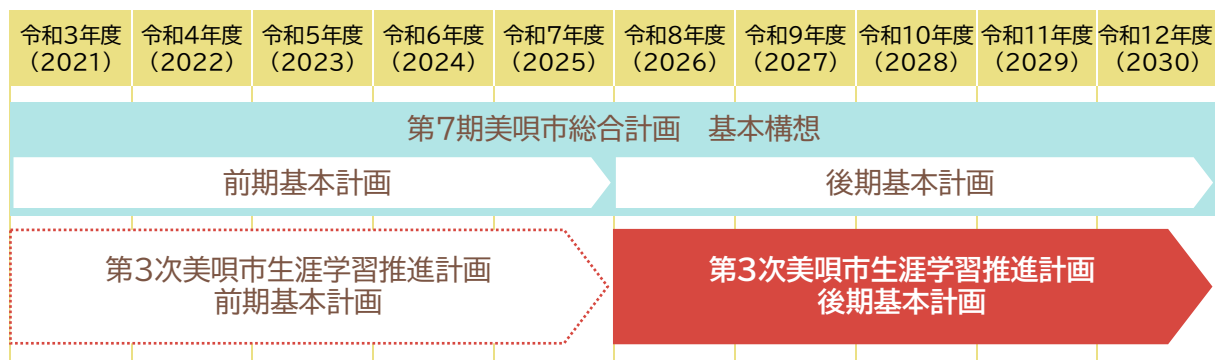
北海道では、教育基本法第17条第2項に基づき、令和5(2023)年3月に「第6次北海道教育推進計画」が策定されました。この計画は、北海道教育推進計画の理念を継承しつつ、本道における教育課題の解決と地域創生の実現に向けて、北海道が目指す教育の進むべき方向の道標となっています。その施策項目のうち、生涯学習の振興について、道民が生涯を通じて活躍できるよう、学習機会の充実や環境整備、人材育成に取り組むとされています。

文化財においては、令和2(2020)年8月に、北海道における文化財の保存・活用等の取組を進めていく上での基盤となる「北海道文化財保存活用大綱」が策定されました。

スポーツにおいては、令和4(2022)年3月に国が策定した「第3期スポーツ基本計画」を勘案し、道内の経済、社会情勢の変化などを踏まえて、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までを計画期間とした「第3期北海道スポーツ推進計画」が策定されました。

5 計画の期間

計画の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。



第2章 前期基本計画の実施状況

1 前期基本計画の概要

■計画の期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間

■目指すべき生涯学習社会

地域に根ざし、暮らしに学ぶ、すべての世代が活躍できるまちづくり

■3つの柱

- (1) 学びの充実 ～ 学ぶ環境を提供し、学ぶ人が自発的に学習を行う
- (2) 地域活動の充実 ～ 人と地域社会との繋がりを大事にする機会の提供
- (3) 地域への還元 ～ 学んだ成果をまちづくりに生かす

■基本施策

- (1) ライフステージに応じた生涯学習の推進
- (2) 郷土に学ぶ
- (3) 芸術文化、読書活動の推進
- (4) スポーツ活動、健康づくりの推進
- (5) 企業内教育、ボランティア活動等の推進
- (6) 生涯学習環境の整備

2 各施策の実施状況

(1) ライフステージに応じた生涯学習の推進

【乳幼児期(0～5歳)】

市立保育所や認定こども園において、国の保育士の配置基準は満たしていますが、障がいなどにより個別支援が必要な児童の増加や3歳未満児の受け入れ拡大、令和8(2026)年度導入予定の「こども誰でも通園制度」を踏まえ、保育士の更なる増員が必要となっています。

家庭児童相談事業では、子どもや家庭に関する相談に対する助言や支援を行うとともに、虐待の未然防止を目指し、広報紙や市ホームページなどで啓発活動を行いました。また、関係機関との情報共有、連携、調整を図りながら児童福祉の向上を目指しています。

【青少年期(6～18歳)】

青少年の健全な育成のため、子ども会活動の活性化や地域との交流、コーディネーショントレーニング^{※10}などによる体力、集中力などの向上や学習機会の提供とともに、非行予防と早期発見に努めました。

また、小学校の全学年の体育の授業にコーディネーショントレーニングを取り入れるとともに、保育所にも広く展開し、子ども達の体力や集中力の向上に取り組みました。

放課後児童対策事業では、放課後児童施設の入所児童が安全に過ごすことができ、保護者が安心して働くことができる環境を整えました。

学校支援地域本部事業では、地域の教育力の向上や教員の負担軽減を目指し、地域と学校をつなぐ役割として地域コーディネーターを配置することにより、学校側のニーズの把握と地域の人材発掘に取り組みました。

学力向上は保護者のニーズも高いことから、個人の学力把握に基づく学習指導のあり方について検討し、授業内容の改善や学習習慣の定着を目指しています。また、ネイティブな発音の英語に触れ、英語でコミュニケーションをとることは英語力の向上や国際性を養うという面で大変有効であることから、外国語指導助手(ALT)を市内小中学校へ派遣しました。

障がいのある児童生徒の自立と社会参加を促進し、社会適応能力を向上させるため、特別支援教育支援員の配置や適切な指導、関係機関との情報共有、連携を行うことにより、より効果的な支援体制を構築しました。

不登校児童生徒指導対策事業では、対象となる児童生徒が増加傾向となっています。学校復帰の足がかりとして教育支援センターの果たす役割は大きいことから、学校だけではなく家庭の状況を把握するとともに、相談体制の強化や指導員の拡充により、課題の解決に努めました。

就学援助事業では、義務教育を円滑に実施するため、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して支援を行いました。

※10 脳科学や認知科学、運動生理学の知見から考案された理論で「身体性」に基づく運動法です。脳・神経の発達の順番に即して、脳や体幹に刺激を与えることで、運動の学習能力を高める。体力の向上や意欲、集中力の向上、姿勢改善、ケガの減少、転倒防止、認知機能の改善などが報告されている。

【成人期(19～39歳)】

美唄市男女共同参画計画の策定により、男女共同参画への意識が浸透し、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野で活躍しています。一方、性別を問わない活動も増加傾向となっていることから、広報紙や市ホームページなどによる正確かつリアルタイムな幅広い情報発信と啓発活動を行うとともに、実践的な活動を展開しています。また、情報発信以外の様々な分野でのITの活用を推進しました。

子育て世代を支える様々な取組は、多くの地域住民の理解と協力を得ながら進められていますが、高齢化や人口減少などによる担い手の減少が課題となっていることから、新たな担い手の発掘と育成が重要となっています。

母子・父子家庭等支援事業では、ひとり親家庭での様々な問題の相談に応じるとともに、適切な情報提供や支援に努めました。

【壮年期(40～64歳)】

健康手帳の交付や健康相談を実施することにより、個人が健康づくりを進めていくために必要な情報や実践に向けた具体的な方法の周知を図りました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大で縮小していた保健推進員や食生活改善推進員、運動推進員の活動の場が再開したことにより、健康づくりの意識の醸成につながりました。

スポーツ大会・教室開設事業では、ファミリーサイクリングin美唄やピパオイヘルシーロードレースなど、年齢に関わらない様々な事業を実施しました。スポーツ人口の拡大や体力の向上、生活習慣病の予防の観点からも一定の成果は得られていますが、運動が苦手な人にも魅力のある事業を創出する必要があります。

地域福祉ネットワーク事業では、地域で支え合う仕組づくりを行うとともに、地域課題に市民自らが取り組む体制づくりのため、市民ささえあい推進委員や団体等の支援に努めました。

【高齢期(65歳～)】

高齢者が住み慣れた地域で心身ともに自立した生活を送るために、地域の要望や実情を踏まえ、社会的なつながりを維持しながら、健康づくりについての情報提供を行いました。

消費者相談の件数は減少傾向であるものの、相談内容は悪質かつ巧妙化しており、相談を受ける相談員もこれまで以上に幅広い情報の収集や専門的知識が必要となっていますが、消費者協会との情報共有や連携などにより、消費者被害の防止に努めました。

高齢化率の上昇に伴い、健康づくりや生きがいとしての社会活動は重要であることから、美唄市シルバークラブ連合会や地域の老人クラブの活動を支援するとともに、美唄市シルバー人材センターが行う事業に対して補助を行いました。

■現状(指標による検証)

No.	指標名	現状値(R1)	目標値(R7)	達成状況(R5)	達成状況(R6)	結果の説明
1	ブックスタート事業配布率	93.8%	95.0%	98.0%	92.8%	現状値より減少しました。
2	子育ての広場利用率	50.1%	60.0%	66.7%	83.3%	目標値を達成することができました。

(2) 郷土に学ぶ

郷土史料館では、北海道博物館と連携したアイヌの企画展や映画上映会などの開催により、活性化を図りました。また、貴重な文化遺産を保存・伝承するため、郷土史料館に学芸員を配置し、道や市指定文化財の保存、埋蔵文化財包蔵地^{※11}の管理を行いました。指定している有形文化財には木造建築物が多く、適正な維持保存に向けた改修には事業の拡充が必要となっています。

自然環境においては、人と自然が共生できる地域の実現を目指し、保全・活用を行う宮島沼水鳥・湿地センターの管理運営や宮島沼の自然環境保全に向けた調査などを実施するとともに、生活環境の維持・保全に努めました。

地域資源を活用した体験・交流コンテンツや特産品の開発、ターゲットを絞り込んだ観光PRは、本市の知名度の向上と、ふるさと納税寄附額や観光客の増加につながりました。

■現状(指標による検証)

No.	指標名	現状値(R1)	目標値(R7)	達成状況(R5)	達成状況(R6)	結果の説明
3	郷土史料館年間利用者数	2,277人	10,000人	7,241人	10,245人	目標値を達成することができました。
4	宮島沼に関する環境学習会等への年間参加者数	580人	現状値を維持します	539人	497人	現状値より減少しました。

(3) 芸術文化、読書活動の推進

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄は、芸術文化交流施設として重要な役割を担っており、市民の芸術文化振興に最も寄与する施設であるため、様々な団体との連携により、環境整備や保全に向けた改修など、施設を支える体制を構築しました。

公民館・市民会館では、市民文化祭やサークル祭などが開催されました。一方、老朽化により維持管理費が増加傾向となっているため、指定管理者と連携しながら適切な施設運営に努めました。

図書館は、貴重な図書等の資料の保護に努めるとともに、快適な読書環境や学習環境を提供するため、視聴覚資料及び閲覧設備の整備についての検討が必要となっています。

■現状(指標による検証)

No.	指標名	現状値(R1)	目標値(R7)	達成状況(R5)	達成状況(R6)	結果の説明
5	安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄利用者数	30,193人	50,000人	23,124人	30,423人	現状値並みで推移しています。
6	市内で芸術文化鑑賞をした市民の割合	18.4%	40.0%	19.8%	19.5%	現状値並みで推移しています。
7	市民1人当たりの図書貸出数	3.3冊	5.0冊	2.9冊	2.9冊	現状値より減少しました。

※11 土地に埋蔵されている文化財(埋蔵文化財)の存在が知られている土地(周知の埋蔵文化財包蔵地)のこと。

(4) スポーツ活動、健康づくりの推進

市民の健康維持や体力づくりを目指し、びばいクライミングフェスタや体力づくり教室などの開催、学校体育施設開放事業など、年齢に関わらない様々な事業を実施しました。また、災害時の避難場所となっている施設もあることから、安全で快適な施設管理に努めました。

市民の健康づくりを推進するため、食の健康フェスタやすこやかウォーキングなどのイベント開催のほか、各ライフステージに応じた食や運動など、心身の健康、禁煙・受動喫煙について啓発や取組を実施しました。特に高齢者については、介護予防や認知症予防の観点からの支援も重要となっています。

食育については、基幹産業である農業の教育的効果を生かし、田植えから収穫して食べるまでの体験を通して食育教育を推進するとともに、学校給食による栄養のバランスがとれた安全安心な給食の提供に努めました。

■現状(指標による検証)

No.	指標名	現状値(R1)	目標値(R7)	達成状況(R5)	達成状況(R6)	結果の説明
8	1日30分以上、週2回以上の運動習慣を身に付けている市民の割合	40.3%	50.0%	37.9%	55.8%	目標値を達成することができました。
9	自分が健康だと思っている市民の割合	69.8%	75.0%	67.8%	68.0%	現状値より減少しました。

(5) 企業内教育、ボランティア活動等の推進

基幹産業である農業の持続的な発展と安定のため、認定農業者の認定・育成を行い、経営改善を推進するとともに、中小企業に対しては、美唄市中小企業相談所による相談対応や人材育成を支援するなど、生活基盤と経営基盤の強化に努めました。また、人口の流出を防ぎ、労働力不足の解消に向けて、地元企業と地域の新卒者のマッチングを支援しました。

ふるさと納税の寄附件数や金額は、本市の魅力の積極的な発信と返礼品の充実等により年々増加しており、令和5(2023)年度は約14万件、23億円以上の寄附が寄せられました。

ごみの減量化や再資源化については、清掃指導員によるごみステーションの巡視や個別指導、リユースフェア※12、生ごみ堆肥化の取組により、市民意識の向上に努めるとともに、環境への影響を軽減する循環型社会の形成を目指しました。

地域コーディネーターの調整による学校支援ボランティア派遣により、学校側のニーズの把握と地域の人材発掘などを行い、仕組づくりに取り組みとともに、学校と地域の連携と協働を強化し、子どもの健全な育成に努めました。

地域コミュニティの充実に向けて、市民自らが地域課題に取り組む体制づくりを行いました。また、激甚化する災害に的確に対応できるよう、防災訓練やコミュニティタイムライン※13の策定支援を行い、目標に達しました。一方、自主防災組織率は低下していることから、引き続き啓発が必要となります。

※12 市で回収した古着の販売のほか、まだ着ることのできる衣類の回収、掲示板掲載品の展示・販売など、資源循環について触れるイベント。

※13 風水害の予報や河川水位情報等をもとに、地域住民の取るべき防災行動や避難のタイミングなど「いつ・誰が・何をするか」を定めた行動計画のこと。

■現状(指標による検証)

No.	指標名	現状値(R1)	目標値(R7)	達成状況(R5)	達成状況(R6)	結果の説明
10	生きがいを持って暮らしている市民の割合	70.0%	75.0%	67.8%	65.6%	現状値より減少しました。
11	町内会・自治会、住んでいる地域の行事に参加している市民の割合	52.8%	現状値より高めます	43.6%	44.2%	現状値より減少傾向となっています。

(6) 生涯学習環境の整備

生涯学習とは、生涯にわたって行うあらゆる学習活動のことであり、性別や年齢を問いません。市民の多様な学習ニーズに対応できるよう、既存の生涯学習施設の効率的な運営方法を検討し、整備に努めました。

また、市民カレッジや美唄学の講座の開催により、広く学習機会を提供するとともに、市民の自主的な学習や様々な活動を支援するため、生涯学習施設の維持管理などの環境づくりに取り組みました。

■現状(指標による検証)

No.	指標名	現状値(R1)	目標値(R7)	達成状況(R5)	達成状況(R6)	結果の説明
12	生涯学習に取り組んでいる市民の割合	40.3%	50.0%	35.8%	38.2%	現状値より減少傾向となっています。
13	生涯学習関連講座受講者数	延べ231人	延べ300人	延べ225人	延べ181人	検証中に一部事業が終了し、現状値より減少しています。

第3章 目指す姿

1 目指すべき生涯学習社会

生涯学習は、わたし達が生涯にわたって行う学習活動です。

人は生まれるとすぐに家庭を中心として学習をはじめ、やがて学校に通い学習をすすめるとともに、社会に出ると仕事に関わる学習や、豊かで充実した人生を送るための学習を続けることとなります。

また、生涯学習は他から強制されるものではなく、学ぶ人が自発的に始めることで、いつでも、どこでも、誰でも、何でも自由に学べます。

「地域に根ざした学び」とは、自分達の生活や仕事、暮らしから学ぶということです。美唄にしっかりと基盤を持ち、豊かな自然環境や歴史、伝統、文化、産業等に親しみ、理解を深めることにより、郷土への誇りと愛着を抱きます。

地域社会の一員としてまちづくりに関わることで、人や社会とのつながりが広がっていき、健康で充実した生活を送ることにつながることを目指していきます。そして、その学んだ成果をまちづくりなどに生かす活動を推進することで、すべての世代の方が活躍できる環境を整えていきます。

2 3つの柱

- (1) 学びの充実 ～ 学ぶ環境を提供し、学ぶ人が自発的に学習を行う
- (2) 地域活動の充実 ～ 人と地域社会との繋がりを大事にする機会の提供
- (3) 地域への還元 ～ 学んだ成果をまちづくりに生かす

3 基本施策

- (1) ライフステージに応じた生涯学習の推進
- (2) 郷土に学ぶ
- (3) 芸術文化、読書活動の推進
- (4) スポーツ活動、健康づくりの推進
- (5) 企業内教育、ボランティア活動等の推進
- (6) 生涯学習環境の整備

SDGs (Sustainable Development Goals)

本計画は、第7期美咲市総合計画が示す政策の方向性に沿い、「持続可能な開発目標」の達成を助けるものです。

SDGsとは、貧困や健康・福祉、住み続けられるまちづくりなど、持続可能な世界を実現するために平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された、17のゴールと169のターゲットで構成された国際目標です。

17のゴールは、それぞれが密接に関連しており、令和12(2030)年までに達成すべき目標です。



<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1：貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2：飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3：すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4：質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5：ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6：安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7：エネルギーをみんなに、そしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8：働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9：産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10：人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の格差を是正する。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11：住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12：つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13：気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14：海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。</p>
<p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15：陸の豊かさを守ろう 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16：平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構成する。</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17：パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>		

4 施策の体系

目指すべき
生涯学習
社会

地域に根ざし、暮らしに学ぶ、
すべての世代が活躍できるまちづくり

3つの柱

(1)
学びの充実

(2)
地域活動の充実

(3)
地域への還元

基本施策

- ① ライフステージに応じた生涯学習の推進
- ② 郷土に学ぶ
- ③ 芸術文化、読書活動の推進
- ④ スポーツ活動、健康づくりの推進
- ⑤ 企業内教育、ボランティア活動等の推進
- ⑥ 生涯学習環境の整備

5 施策の展開

(1) ライフステージに応じた生涯学習の推進

市では、生涯学習に関連するさまざまな事業を実施していますが、グローバル化を背景とした経済及び社会状況の変化に伴い、新たな課題に対する学習の役割がますます重要となっています。このような変化に対応するため、市民が生涯にわたって学習できる環境を充実させ、その学びを地域づくりに生かしていくことが求められています。

生涯を通じて学習活動への支援を行うにあたっては、それぞれのライフステージに対応した生涯学習施策の展開を図ることが不可欠です。これに加えて、心身の健康を支えるための運動プログラムの充実が重要であり、特にコーディネーショントレーニングは各ライフステージにおいてその効果を発揮します。体力や集中力、認知機能などの向上、さらに歩行時の転倒防止や腰痛改善、フレイル^{※14}予防など、多世代にわたって多角的な効果があり、各年代における学びと健康の維持に貢献できるコーディネーショントレーニングを推進します。

■推進方策と関連事業

【乳幼児期(0～5歳)】家庭教育、幼児教育の充実

- ▶ 乳幼児期は、基本的な生活習慣をはじめとした人間形成の基礎を培うととも重要な時期です。その人間形成に必要な基礎を養うため、コーディネーショントレーニングを積極的に推進します。
- ▶ 生まれ育った環境等に左右されることなく、健やかに育てるための教育環境づくりなど、地域との連携・協働等を推進します。
- ▶ 乳幼児健診及び3歳児健診時に実施するブックスタート事業や図書館で行う読み聞かせ会への参加を促進することは、親子の絆を深め、子どもの情操教育に効果が期待できることから、学びの機会の拡充を図るとともに、様々な情報提供の充実に努めます。
- ▶ 3歳未満児の受け入れ拡大に向けて、保育士の確保や施設整備など、安全安心な保育を確保できる体制を整備します。
- ▶ 全ての妊産婦や子ども世帯、子どもに対して、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を切れ目なく行うため、「こども家庭センター」の開設を目指します。
- ▶ 子ども達の生涯にわたる学びや生活基盤を作るためには、幼児教育と学校教育を円滑に接続することが不可欠であることから、幼児教育施設と小学校との交流・連携の強化に努めます。
- ▶ 旧栄幼稚園を子どもたちの活動の場や幼稚園教諭・保育士を目指す学生が学ぶ場として活用するなど、生涯続く学びの芽生えを培う幼児教育の推進に取り組みます。



- ・家庭児童相談事業 ・親子の健康づくり事業
- ・図書館管理運営事業 ・障がい児等保育事業
- ・市立保育所管理運営事業 ・認定こども園管理運営事業
- ・子育て支援センター管理運営事業
- ・子育ての広場運営事業 ・スポーツ大会・教室開設事業



※14 加齢により心身が老い衰えた状態のこと。対策を行うことにより健常な状態に戻る可能性がある。

【青少年期(6～18歳)】青少年の健全育成、学校教育の充実

- ▶ 青少年期は、学校教育による学びが重要です。子ども達一人ひとりが自分の良さや可能性を認識し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越えることができる資質・能力の確実な育成が求められています。
- ▶ この時期は、学力や身体能力の向上が重要であり、それに加えて社会性や心の成長も求められます。コーディネーショントレーニングは、体力や集中力の向上などに寄与し、意欲や協調性なども養うことができます。また、自己肯定感の向上にも繋がります。市では、コーディネーショントレーニングを積極的に推進し、青少年が心身ともに健やかに成長できる環境を整備します。さらに、確かな学力と道德教育の充実を図り、いじめや不登校の支援にも力を入れます。
- ▶ 児童生徒の発達段階に応じた系統的な教育活動の充実や特色ある高校づくりに努めます。
- ▶ 小中学校においては、地域社会の実情に応じた活力ある学校づくりが求められていることから、小中一貫校や義務教育学校の導入を含めた教育内容の方向性やこれからの学校づくりについて調査・研究を進めます。
- ▶ キャリア教育※15や特別支援教育を充実し、社会的・職業的に自立するための力を身に付けるなど、社会から求められる力の育成が図られる教育を推進します。
- ▶ 特別支援教育は、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する観点から、一人ひとりの実態に応じた指導内容や指導方法を工夫し、個別の教育支援計画を基に、長期的な視点を持つことにより、誰一人取り残すことのないよう、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のあるきめ細やかな支援の充実に努めます。
- ▶ 様々な要因によるストレスを抱える子どもや保護者の悩みに寄り添った支援を行うとともに、ニーズに応じた多様な学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる学習環境の整備に努めます。
- ▶ 経済的な理由で就学が困難である児童生徒の世帯に対し、必要な援助を行うことで経済的な負担を軽減し、平等な教育が受けられるよう、就学支援の充実に努めます。
- ▶ 共働き等で日中保護者がいない家庭の児童が、放課後に安全安心に過ごせるよう、充実した体制づくりに努めるほか、北海道青少年健全育成条例に基づき、児童生徒が立ち入る店舗などを定期的に巡回するなど、効果的な有害環境浄化を推進します。
- ▶ 青少年の健やかな成長を支える取組として、各種体験教室を開催するとともに、野外教育活動を実施する団体に対し事業費を補助するほか、子ども会育成連絡協議会等と連携し、健全育成に向けた指導と啓発に努めます。
- ▶ 全ての妊産婦や子ども世帯、子どもに対して、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を切れ目なく行うため、「こども家庭センター」の開設を目指します。



コーディネーショントレーニング

※15 自らの役割の価値や自分との関係を見いだしていく連なりや積み重ねである「キャリア」を形成していくために必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけ。

- ・青少年健全育成事業 ・放課後児童対策事業 ・美唄市子ども会育成連絡協議会支援事業
- ・地域青少年指導対策補助事業 ・学校支援地域本部事業 ・美唄シティプロモーション推進事業
- ・子どもとまちの未来会議運営事業 ・学力向上プロジェクト推進事業
- ・不登校児童生徒指導対策事業
- ・特別支援教育振興事業
- ・就学援助事業 ・言語治療教室事業
- ・外国人講師小中学校派遣事業
- ・幼小フツ化物洗口推進事業
- ・家庭児童相談事業(再掲)
- ・スポーツ大会・教室開設事業(再掲)
- ・総合型地域スポーツクラブ活動支援事業



【成人期(19～39歳)】社会教育の充実

- ▶ 大学や専門学校等在学中は学校教育、就職後は企業内教育がそれぞれ主となります。
- ▶ 社会人となった後も、大学等でさらに学びを重ね、新たな知識や技能、教養を身に付けるため、社会人の学び直し(リカレント教育※16)の推進が必要となります。
- ▶ 学生時代に行っていたサークルなどの活動に参加することや、新たに通信教育やカルチャースクールに通うなど、成人期は活動の幅を広げようとする時期であることから、この年代のニーズに沿った生涯学習講座の充実に努めます。
- ▶ 結婚・出産・育児などにより、家庭生活への関心が高くなる時期であることから、日常生活や子育てなどに関連する学びの提供に努めるとともに、「子どものいる風景フォトコンテスト」の継続など、地域住民や団体との協働による多様な取組を推進します。
- ▶ 男女の均等な就業機会と待遇の確保をはじめ、男女がともにそれぞれのライフステージに応じた多様な働き方を選択できる環境の整備を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発や就業環境の整備に努めます。
- ▶ 生涯学習に関する情報を含むすべての市政情報において、リアルタイム発信と内容の充実に努めます。

- ・男女共同参画社会形成促進事業
- ・地域情報化運用事業 ・母子・父子家庭等支援事業
- ・子育て地域ささえあい事業 ・障がい者在宅支援事業
- ・家庭児童相談事業(再掲) ・生涯学習事業



子どものいる風景フォトコンテスト

※16 リカレント(recurrent)は、「繰り返す」「循環する」という意味で、社会に出た後も必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すこと。日本では、仕事を休まず学び直すスタイルもリカレント教育に含まれ、自分の仕事に関する専門的な知識やスキルを学ぶため、「社会人の学び直し」とも呼ばれる。

【壮年期(40～64歳)】地域におけるつながりづくりの推進

- ▶ 壮年期は仕事・家庭中心の生活は続きますが、会社や地域活動において、責任あるポジションを任せられる時期です。
- ▶ 仕事以外においても幅広い知識や地域活動等が求められるため、それぞれのライフスタイルに応じた多様な学びの機会の提供に努めます。
- ▶ 仕事における男女の平等を推進し、各種ハラスメントの根絶を図るとともに、女性の社会進出や管理職登用等、女性の活躍を促進するための学習機会の提供に努めます。
- ▶ 仕事を中心となり、運動不足が懸念される年代であることから、運動機会の提供に努めます。

・中高年健康づくり事業 ・健康づくり組織活動推進事業 ・地域福祉ネットワーク事業
・男女共同参画社会形成促進事業(再掲) ・スポーツ大会・教室開設事業(再掲)



運動推進員活動

【高齢期(65歳～)】豊富な知識や技能を地域社会に生かす場の充実

- ▶ 平成30(2018)年に策定された「人づくり革命 基本構想」では、高齢者から若者まで、すべての国民に活躍の場があり、すべての人が元気に活躍し続けられる社会を作る必要があり、人材への投資、人づくりこそが次なる時代を切り拓く原動力であるとしています。
- ▶ 現代では定年退職後も意欲的に就業する人が増え続けていることから、これまで職業人として仕事や社会活動で培ってきた知識や技術、経験を地域で生かし、高齢者が「支えられる側」にも「支える側」にもなれるよう、次世代へ継承する機会の充実を図ります。
- ▶ 高齢期においては、身体的な健康維持とともに、社会参加や認知機能の維持が重要な課題となります。特に、転倒予防や身体のバランスを保つために、コーディネーショントレーニングが有効です。本市では、高齢者の皆様が健康で活力のある生活を送るために、コーディネーショントレーニングを積極的に推進します。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の蔓延による社会参加自粛の影響により、フレイルが進行した市民や心身機能が低下した高齢者が増えていることから、健康レベルの維持・増進や介護予防のため、個人の健康状態に合わせた情報提供に努めます。
- ▶ 悪質商法や店頭・訪問販売、架空請求等、特に高齢者を狙った詐欺などが社会問題化していることから、警察や消費者協会等と連携し、安全安心な生活を送れるよう、各種情報提供や啓発活動などに努めます。

- ▶ スマートフォン(スマホ)は生活に欠かせない道具となっているものの、電話以外の機能を活用できていない人が多く、電話以外の機能を活用することで新たな学びを得ることも可能となることから、スマホ教室などを開催し、多くの人々がスマートフォンを活用できる環境を提供します。

- ・高齢者健康づくり事業 ・消費者保護対策事業 ・法律相談事務 ・生涯学習事業(再掲)
- ・シルバー人材センター補助事業 ・老人クラブ運営補助事業 ・スポーツ大会・教室開設事業(再掲)
- ・地域社会 DX 推進事業



■指標と目標値

No.	指標名	現状値(R6)	目標値(R12)	説明
1	ブックスタート事業 配布率	92.8%	100%	7か月及び3歳児の配布対象世帯に対して、乳幼児健診時等に読み聞かせを行い、絵本を配布した割合です。
2	子育ての広場利用率	83.3%	90.0%	子育ての負担感や孤立感の緩和が図られているかを測る指標です。

■関連するSDGs



(2) 郷土に学ぶ

郷土史料の資料収集、保存、調査研究、展示、教育普及といった活動を一体的に行うため、専門的知識を有する学芸員により、道・市指定文化財の適正な維持・保全と活用をより一層推進します。

また、日本遺産については、炭鉄港推進協議会と連携を図りながら、情報発信等の取組を進めるとともに、保全と活用に努めます。

■推進方策と関連事業

郷土史に学ぶ

- ▶ 郷土史料館では、郷土の歴史、民俗、産業、自然科学等に関する豊富な資料を保管、展示しています。引き続き、展示だけではなく、地域人材の記憶や貴重な経験などを伝える「地域学・美唄学」^{※17}の拠点施設としての取組を推進します。
- ▶ 市民一人ひとりが美唄の歴史に興味を持ち、郷土の歴史に触れられるよう、歴史的資料の収集、保管、展示及び調査研究等、関連する事業の充実に努めます。
- ▶ 市民一人ひとりが、豊かな自然環境や独自の歴史・文化・産業を持つ美唄に生まれ育ったことへの誇りとふるさとへの愛着を持ち、まちの良いところを再発見できるような活動に努めます。
- ▶ 子ども達がふるさとから学ぶことで、美唄の良さを知るとともに、心豊かでたくましく成長し、ふるさとへの愛着と誇りを持てるよう「ふるさと教育」を推進します。
- ▶ 国及び北海道、美唄市指定の有形・無形文化財^{※18}等は、先人達の生きてきた証です。美唄の歴史と文化を知るかけがえのない宝として広く公開し、その価値を発信、有効活用するとともに、また、無形文化財である峰延獅子舞と峰延東傘踊りについては保存会との連携を図り、次世代への継承に努めます。

・郷土史料館管理運営事業 ・文化財保護事業



石炭を燃やしてみよう



無形民俗文化財(峰延獅子舞)

※17 美唄の文化、地理、歴史、産業等の複数の分野について系統立てて研究することにより、地域の魅力や可能性を発掘することを学問として位置づけ、生涯学習のテーマとして市民に提供することを目指す。

※18 P35～37を参照。

自然に学ぶ

- ▶ 湿地は多様な生物を育み、特に水鳥の生息地として非常に重要です。
- ▶ 人と自然が共生できる地域の実現を目指し、宮島沼水鳥・湿地センターを拠点としたイベントの開催や環境学習等を通じて、ワイズユース※19を推進します。
- ▶ 体験活動は人づくりの原点とも考えられ、健康づくり・体力づくりにもつながります。そのため、野外教育活動を創出・実施する団体等に対する経費の一部補助を継続します。
- ▶ 環境問題については、温室効果ガス削減に取り組み、循環型社会の形成や人と自然が共生できる環境づくりに努めるほか、エコセミナーの開催や環境に関する情報の提供などにより、自然保護への意識の高揚を図ります。

・宮島沼水鳥・湿地センター管理運営事業 ・宮島沼自然環境保全基礎調査事業
・美唄市青少年野外教育活動支援事業 ・環境衛生推進事業 ・公害防止対策事業



宮島沼水鳥・湿地センター



野外教育(ウォークラリー)



宮島沼見学

※19 wise use/「賢明な利用」の意。ラムサール条約で提唱された考え方。湿地の生態系を維持しつつ、人類の利益のために湿地を持続的に利用すること。

炭鉱の歴史に学ぶ

- ▶ かつての北海道の発展に大きく貢献した、15市町の石炭・鉄鋼・港湾及び鉄道関連施設等である「炭鉄港」※20は、令和元(2019)年5月に日本遺産に認定され、美唄からは4件※21選ばれています。
- ▶ 炭鉱遺産は貴重な地域資源のひとつとして、美唄に所縁のある関係人口・交流人口※22とされる人々が、市内での滞在時間を堪能できるよう保全・活用に努めるとともに、炭鉱で賑わったまちの歴史や文化を学ぶ体験・滞在型のコンテンツづくりなどを推進し、美唄の魅力や優位性を国内外に発信します。
- ▶ 炭鉄港推進協議会や一般社団法人ステイびばいと連携し、観光情報の電子化や多言語化に取り組むことで、発信力の強化を図ります。
- ▶ 令和2(2020)年8月に北海道文化財保存活用大綱が策定され、道内の文化財の保存・活用の基本的な方向性が明確化されました。市の文化財に加え、それらに相当する地域資源の保存や活用などの方針を定めるとともに、北海道と連携し、将来にわたって適切な文化財の保存・活用を図ります。

・観光振興事業 ・地域資源を活用した観光地づくり推進事業 ・文化財保護事業(再掲)



炭鉄港(三菱美唄炭鉱竖坑槽)



炭鉄港
(4110形式十輪連結タンク機関車2号)

■指標と目標値

No.	指標名	現状値(R6)	目標値(R12)	説明
3	郷土史料館年間利用者数	10,245人	15,000人	郷土史を学ぶ拠点として、年間利用者数を測る指標です。
4	宮島沼に関する環境学習会等への年間参加者数	497人	500人	自然環境の保全と活用の取組状況を測る指標です。

■関連するSDGs



※20 「本邦国策を北海道に観よ！～北の産業革命「炭鉄港」～」をタイトルとし、空知の石炭、室蘭の鉄鋼、小樽の港湾及びそれらをつなぐ各地の鉄道関連施設等の産業遺産が文化庁に認定された。小樽市、室蘭市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、江別市、歌志内市、上砂川町、栗山町、月形町、沼田町、安平町の15市町に50の構成文化財がある。

※21 三菱美唄炭鉱竖坑槽、人民裁判の絵、旧栄小学校(安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄)、美唄鉄道東明駅舎・4110形式十輪連結タンク機関車2号

※22 地域や地域の人々と多様に関わる人々を「関係人口」、観光等にきた人々を「交流人口」という。また、地域に定住している人々は「定住人口」となる。

(3) 芸術文化、読書活動の推進

芸術文化活動は、創造性を育むとともに、人々の心のつながりを豊かにします。

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄は、施設や設備の老朽化が懸念されていることから、引き続き維持保全に努めます。

市民主体の文化活動は、参加者の高齢化などにより活動の衰退が進んでいることから、文化活動団体等の活動を支援し、発表機会や交流の場の充実を図るとともに、多くの市民が創造性や感性を育み、心豊かな生活につながるよう、芸術文化に触れる機会の充実に努めます。

また、児童生徒の読書活動は不読率が増えて活字離れが進んでいるものの、読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で重要なため、どの年代になっても、読書に親しめる環境づくりに努めます。

■推進方策と関連事業

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の活動の推進

- ▶ 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄は、平成4(1992)年に芸術文化交流施設としてオープンし、その取組が評価され、平成27(2015)年3月に「文化庁長官表彰(文化芸術創造都市)」を受賞しました。平成28(2016)年4月の博物館法に基づく登録博物館(美術館)への登録により、施設の位置づけが明確化されました。
- ▶ 芸術性を深めていけるよう、平成21(2009)年から、施設や周辺環境、ソフト事業を含めた施設の管理・運営を行っている指定管理者と連携を強化しています。
- ▶ 美術館としての価値や魅力を効果的に市内外へ発信するとともに、指定管理者の自主事業である「こころを彫る授業」等や学校の教育活動などにより、芸術文化交流の推進に努めます。
- ▶ 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の空間が、利用する人の「心のふるさと」であり続けられるよう、美術館の魅力を市内外へ積極的に発信するとともに、適切な保全に取り組みます。

- ・安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄管理運営事業
- ・安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄整備事業



こころを彫る授業



盆踊り

文化活動団体等活動の推進

- ▶ 芸術文化は、人々に潤いのある心豊かな生活をもたらすだけでなく、青少年の豊かな創造性や情操を育む上で、重要な役割を果たしています。
- ▶ 芸術文化活動は、生活様式の多様化などで減少傾向にありますが、文化団体・各種サークルの活動の拠点である公民館・市民会館の指定管理者や文化活動団体等と連携を図り、市民文化祭をはじめとする市民行事を開催することにより、芸術文化の振興に努めます。
- ▶ 文化活動団体等の情報を収集・提供することにより、団体同士の横断的な交流を促すとともに、活動の発表機会の充実を図り、文化団体・各種サークルの支援や育成に努めます。
- ▶ 生涯学習情報やサークル・団体情報の提供について、市民のニーズを把握し、市ホームページやSNS等で紹介することにより、希望者の趣向に沿った生涯学習関連情報の周知・提供に努めます。

・公民館・市民会館管理運営事業



市民文化祭(展示部門)



市民文化祭(舞台部門)

読書活動の推進

- ▶ 図書館は、市民の生涯学習を支援する拠点のひとつであり、市民サービスの一層の向上と図書館機能の拡充を目的として、民間事業者の能力と活力を積極的に活用するため、平成30(2018)年から事業等運営を指定管理者に委託しています。指定管理者の創意工夫による企画展示や宅配サービス、インターネット予約サービス等、図書館機能の充実や読書活動を推進するため、指定管理者と連携強化を図ります。
- ▶ 図書館は常に資料を収集、整理し、増大する資料を保存しなければなりません。利用者が求めている情報が掲載されている資料等を適切に提供できるよう、レファレンスサービス※23の充実に努めます。
- ▶ また、スマートフォン、タブレット端末等の普及により、電子書籍をはじめとする電子媒体の利用が増えていることから、利用者のニーズに合う読書環境の整備、充実に努めます。

・図書館管理運営事業(再掲)



図書館見学



春の読書週間



講演会



リサイクルブックフェア

■指標と目標値

No.	指標名	現状値(R6)	目標値(R12)	説明
5	安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄 利用者数	30,423人	31,000人	芸術文化に関心があるかを測る指標です。
6	市内で芸術文化鑑賞 をした市民の割合	19.8%	24.0%	身近に芸術文化に触れた市民の割合を「まちづくり市民アンケート調査」により測る指標です。
7	市民1人当たりの図 書貸出数	2.9冊	3.0冊	市民が読書に関心を持っているかを測る指標です。

■関連するSDGs



※23 利用者の質問に対して、職員が所蔵資料等を活用し、資料の検索や提供などのサービスを行うこと。

(4) スポーツ活動、健康づくりの推進

子ども達の運動習慣の定着と体力の向上、高齢者を含む家族ぐるみの運動など、市民全体の健康への関心と意識の高揚を図ることが重要となっています。

市民が健康の意識を互いに高め合っていけるよう、地域全体で予防・健康づくりを進める環境整備が必要です。

スポーツ基本法においては「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとされています。

生涯スポーツの振興については、「スポーツ健康都市宣言」に基づき、生涯にわたり誰もが体力や年齢、性別、障がいの有無、興味や目的に応じて運動やスポーツに親しむほか、運動やスポーツを通して、人とのつながりを育み、よりよい生活を身に付けるため、ライフステージに応じたスポーツの推進に努めます。

病気や障がいの有無に関わらず、「自分は健康である」と感じることができるよう、健康づくりの推進に努めます。

■推進方策と関連事業

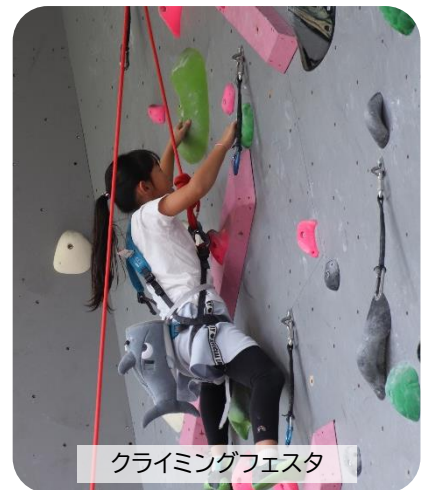
スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ▶ 年齢、性別、障がいの有無を問わず、市民が多様なスポーツやレクリエーションへの参加機会を得られるよう、スポーツ推進委員をはじめ、関係団体等と連携・協力しながら、スポーツ大会や教室を開催するなど、スポーツに親しむ機会の充実に努めます。
- ▶ スポーツ活動を推進するため、スポーツ少年団の育成に関する補助金を交付し、スポーツ技術の向上に寄与するほか、指導者の人材育成やプロスポーツ等の高いステージを目指す個人・団体に対する支援を行います。
- ▶ 総合体育館や体育センターを中心に全道規模のスポーツ大会を誘致するため、大会の開催に必要な機器の更新を推進するとともに、美唄市スポーツ協会や各スポーツ団体などとの連携・協働により、様々なスポーツ大会が開催されることで、市民の競技力向上につなげます。
- ▶ 少子化により学校単位でのスポーツクラブ活動が困難な状況であることから、希望のスポーツ活動を行える環境づくりを推進するとともに、子どもの居場所の確保、肥満傾向の子どもの減少を含め、スポーツ振興及び青少年の体力向上や健全育成のため、美唄どんまいスポーツクラブと連携し、事業の拡充に努めます。
- ▶ 市内の体育施設や温水プールについては老朽化が進行している施設が多く、なかには災害時の広域避難場所に指定されている施設もあることから、改修に向けた計画を策定するとともに、財源の確保について検討します。



ファミリーサイクリング

- ・保健体育管理事務 ・スポーツ少年団育成補助事業
- ・スポーツ大会・教室開設事業(再掲)
- ・体育施設管理運営事業 ・温水プール管理運営事業
- ・体育センター管理運営事業 ・総合体育館管理運営事業
- ・総合型地域スポーツクラブ活動支援事業(再掲)
- ・障がい者スポーツ大会参加補助事業
- ・健康づくり啓発事業



クライミングフェスタ

健康づくり活動の推進

- ▶ 親子の健やかな成長が育まれることを目指し、妊娠・出産の場面や、乳幼児期から青少年期にかけての適切な支援や健康教育、子育て世代へのコーディネーショントレーニングの親子イベントなどにより、良好な親子関係を築けるよう支援します。
- ▶ 成人・壮年期は仕事等で多忙となり、運動不足やストレス等による肥満やメタボリックシンドローム、うつ病のリスクに注意が必要な年代です。生活習慣病は自覚症状が少なく、自身の健康管理への意識を持ちにくいいため、健康情報の啓発に向けた相談・教育を実施し、メンタルヘルスの改善に向けたコーディネーショントレーニング体験会など生活習慣病予防に努めます。
- ▶ 高齢者の健康づくりについては、健康相談や栄養改善指導等のほか、貯筋体操をはじめとする介護予防を実施しています。また、「健康長寿」※24に向けた取組を進め、健康で生きがいを持って安心して暮らせるよう、フレイル予防のコーディネーショントレーニング教室など、健康に関する学習機会の創出を推進します。
- ▶ 認知症※25があっても、安心して住み慣れた地域で暮らすことが出来るよう、認知症への正しい理解を広めるため、認知症サポーター養成講座等により普及啓発を図ります。

- ・乳幼児健康増進事業 ・親子の健康づくり事業(再掲) ・中高年健康づくり事業(再掲)
- ・高齢者健康づくり事業(再掲) ・健康づくり組織活動推進事業(再掲) ・介護予防把握事業
- ・一般介護予防事業 ・認知症施策の推進事業



乳幼児健診



コーディネーショントレーニング

※24 心身ともに健康で、介護などの制限なしに自立した日常生活を送り、自分らしい人生を全うできること。

※25 様々な病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に変化し、認知機能(記憶、判断力など)が低下して、日常生活に支障を来した状態。

食育に関する学習活動の推進

- ▶ 平成17(2005)年に制定された「食育基本法」において、食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと定義されています。
- ▶ 本市の地域特性を生かし、児童生徒が、農業体験や調理体験などの様々な体験により、食について学べる機会を設けます。そこで、食に関心を持ち、自ら食を選択する力を身につけ、心身ともに健康になれる食生活を実践できるよう、農業の実体験を重視した「食農教育」の充実に努めます。
- ▶ 厚生労働省の令和5(2023)年国民健康・栄養調査における欠食の割合をみると、男女とも20～39歳が最も高くなっており、特に男性は40～59歳まで高い状況が続いています。このことから、食の大切さを伝えるため、食をテーマとした生涯学習講座の開催について、積極的に取り組みます。
- ▶ 学校給食は、教育活動の一環として実施している「生きた教材」であり、栄養教諭による食の重要性や楽しさ、食に関する正しい知識の定着を図るほか、地産地消を推進し、安全で安心な給食の提供に努めます。

・地域と暮らしに学ぶ「農業科」推進事業 ・びばい・おいしい給食事業 ・生涯学習事業(再掲)



栄養教諭の講義



農業科(田植え)

■指標と目標値

No.	指標名	現状値(R6)	目標値(R12)	説明
8	1日30分以上、週2回以上の運動習慣を身に付けている市民の割合	37.9%	50.0%	健康保持やスポーツに関心があり、実施している市民の割合を「まちづくり市民アンケート調査」により測る指標です。
9	自分が健康だと思っている市民の割合	68.0%	75.0%	主観的健康状態が良いと感じている市民の割合を「まちづくり市民アンケート調査」により測る指標です。

■関連するSDGs



(5) 企業内教育、ボランティア活動等の推進

職業上の能力の向上を図ることは、多くの企業が取り組んでいます。

企業内研修や日々の業務を経験することで、専門的な知識や技術を習得し、業務に生かし、将来的に職場の指導者になることが求められます。

幅広い学びのなかから、地域との関わりや人との触れ合いを広げ、学んで得た知識や技能を地域コミュニティ活動やボランティア活動等にも生かし、地域活動を支える人材の発掘、養成に努めます。

■推進方策と関連事業

企業内教育の充実と地元企業への支援

- ▶ 企業内教育では、日常の仕事や研修を通して、勤労者の職業上の能力を高めるとともに、社会人としての豊かな教養を身につけることを目指しています。
- ▶ 担い手農家の確保・育成については、農業後継者はもとより、高校生や大学生等の若者や女性など多様な人材が就農できるよう、定着に向けた取組に対して支援を行います。また、経営体質の強化や農業法人の育成等の取組を推進します。
- ▶ 農業経営の多様化に向けて新しい視点を取り入れるため、他産業や異業種、他地域との連携を強化し、農業分野以外からの多様な人材の確保に努めます。
- ▶ 美唄地域人材開発センター運営協会並びに地元企業への経済的支援を通じ、就職希望者の技能向上や知識習得及び地元企業の人材育成を支援します。
- ▶ 高校生を対象とした合同企業説明会や社会体験学習会、技能習得等に対する経済的支援を行うことにより、地元企業の人材確保につなげます。
- ▶ 創業や起業を考えている人には、商工会議所や金融機関と連携し、「びばい創業塾」を開催し、創業支援に努めます。

・農業経営改善推進事業 ・地域人材育成センター運営事業 ・美唄市勤労者共済会補助事業
・地域人材育成事業 ・地元就職等応援事業 ・商工振興対策事務 ・特産品情報発信推進事業



高校生向け企業説明会



学校支援ボランティア活動の推進

- ▶ 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」※26と「地域学校協働本部」※27の一体的な推進を図ります。学校支援地域本部コーディネーターを中心として、学校支援ボランティアや子ども会育成連絡協議会等と調整を行い、学校と地域の連携体制の構築を図るとともに、教員が子どもと向き合う時間の確保や、市民が知識や経験、学習成果を活用できる機会の拡充に努めます。
- ▶ 地域と一体となって子ども達を育むため、地域と学校の連携・協働を推進するとともに、地域住民の知識や経験等を子ども達の学びに生かすことにより、ふるさとに根付く子ども達を育て、美唄の振興につなげます。
- ▶ 平成27(2015)年に、青少年健全育成に携わっている関係団体・関係組織等多くの市民の賛同を得て、「美唄市教育の日」が制定されました。その趣旨を踏まえ、まち全体で子ども達を守り育てていく機運を一層高めます。

- ・学校支援地域本部事業(再掲) ・美唄市子ども会育成連絡協議会支援事業(再掲)
- ・地域青少年指導対策補助事業(再掲) ・青少年健全育成事業(再掲)
- ・美唄シティプロモーション推進事業(再掲) ・子どもとまちの未来会議運営事業(再掲)



学校支援ボランティア(スキー)



学校支援ボランティア(読み聞かせ)

※26 教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置している学校を指定し、一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認し、教育活動について意見を述べるができる制度。

※27 幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する活動。

地域コミュニティの充実

- ▶ 少子高齢化の進行による核家族化、高齢単身世帯の増加、人口減少による地縁組織の弱体化、役員等のなり手不足など、時代の変革から生活スタイルが変化しているとともに、地域のつながりが希薄化し、社会的孤立が懸念されていることから、地域交流や見守り体制の構築が必要となります。
- ▶ 地域課題を解消し、地域のつながりを深めるため、関係機関(社会福祉協議会・生活困窮者の事業者等)との連携や地域・コミュニティ※28活動への支援を推進します。
- ▶ 近年、日本各地において異常気象などの影響により、大規模な災害が発生しているため、防災活動における自助・互助による助け合いは、多くの人命が救われることにつながることから、自主防災組織の設立を促進します。
- ▶ 公園については、やすらぎを感じる緑づくりを進めるため、地域住民が参加する公園の管理清掃活動のほか、地域での花や緑にあふれたうるおいのある景観づくりに努めます。

- ・地域福祉ネットワーク事業(再掲)
- ・障がい者在宅支援事業(再掲) ・地域防災事業
- ・緑化管理推進事業 ・公園維持管理事業



■指標と目標値

No.	指標名	現状値(R6)	目標値(R12)	説明
10	生きがいを持って暮らしている市民の割合	65.6%	75.0%	趣味やスポーツ、ボランティア活動等、生きがいを持っていると回答した市民の割合を「まちづくり市民アンケート調査」により測る指標です。
11	町内会・自治会、住んでいる地域の行事に参加している市民の割合	44.2%	46.7%	行事等に参加している市民の割合を「まちづくり市民アンケート調査」により測る指標です。

■関連するSDGs



※28 美唄市まちづくり基本条例第2条第1項第6号において、コミュニティとは、「地域社会を多様に支え、こころ豊かな生活の実現を目指して、地域を基盤として、あるいは共通の目的を持って、自主的に結ばれた組織」としている。

(6) 生涯学習環境の整備

市民の誰もがいつでも、どこでも自らの意思によって学び、学ぶことによる自己の充実を図ることが豊かな人間性を育み、地域力を高める大きな力となります。

科学技術の高度化、情報化、少子高齢化と変化の激しい社会状況において、物質的な豊かさに加え精神的な豊かさと充実感が求められ、人々は生涯にわたって健康で生きがいのある人生を送ることを望んでいます。あらゆる機会にあらゆる場所で自ら学び、その成果を適切に生かすことができる生涯学習施設の保全整備が求められています。

このため、生涯学習施設の安全安心な利用環境を整えるため、公共施設等個別施設計画に基づいた、施設の適切な保全整備に努めます。

■推進方策と関連事業

生涯学習機会の充実

- ▶ 市民一人ひとりが自発的な意思により行う生涯学習活動は、自己を高め、生活にうらおいをもたらします。
- ▶ 市民一人ひとりが生涯にわたって学び続け、その学びの成果をまちづくりに生かすことができるよう、多様な学習の機会を提供するとともに、生涯学習関連情報の発信に努めます。
- ▶ 様々な地域資源や人材を活用し、趣味や教養、交流活動など自己実現のための多様な教育や学習の時間を持つとともに、生涯を通じて知識と時代の変化に応じたスキルを習得するため、「地域学・美唄学」を取り入れた市民カレッジ等の講座開催に努めます。
- ▶ 超スマート社会(Society5.0)や長寿社会(人生100年時代)を見据えて、ICT^{※29}を活用した生涯学習機会の充実に努めます。



- ・生涯学習事業(再掲) ・郷土史料館管理運営事業(再掲)
- ・安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄管理運営事業(再掲)
- ・公民館・市民会館管理運営事業(再掲) ・図書館管理運営事業(再掲)
- ・体育施設管理運営事業(再掲) ・温水プール管理運営事業(再掲)
- ・体育センター管理運営事業(再掲) ・総合体育館管理運営事業(再掲)
- ・美唄シティプロモーション推進事業(再掲) ・子どもとまちの未来会議運営事業(再掲)



※29 Information and Communication Technology(情報通信技術)の略称。情報処理や通信に関する

技術のことで、これらを活用した機器やサービス等も含む幅広い概念。

生涯学習関連施設の整備等の充実

- ▶ 全国の地方公共団体等が所有する公共施設等の多くは、高度経済成長期に集中して整備されています。
- ▶ 本市が保有する公共施設は、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて建設された施設が多く、建設後30年以上経過した現在、老朽化の進行による安全性の低下が懸念されています。
- ▶ 建て替えや大規模改修等は、組織をまたいだ計画が必要となるものの、市民が安心して利用できるよう安全対策に取り組み、計画的な改修や修繕に努めます。
- ▶ なお、建て替えの際は複数の機能を有する生涯学習施設の建設を検討します。

■指標と目標値

No.	指標名	現状値(R6)	目標値(R12)	説明
12	生涯学習に取り組んでいる市民の割合	35.8%	40.0%	生涯学習施設や情報を提供することにより活動の機会が得られているかの割合を「まちづくり市民アンケート調査」により測る指標です。
13	生涯学習関連講座受講者数	延べ181人	延べ200人	生涯学習活動に積極的な市民を測る指標です。

■関連するSDGs

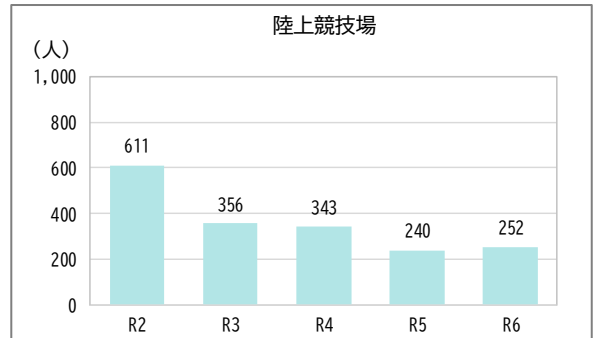
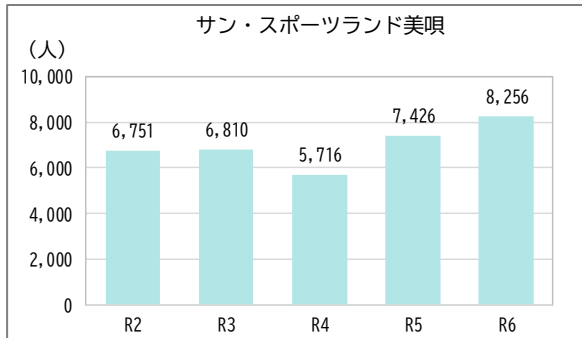
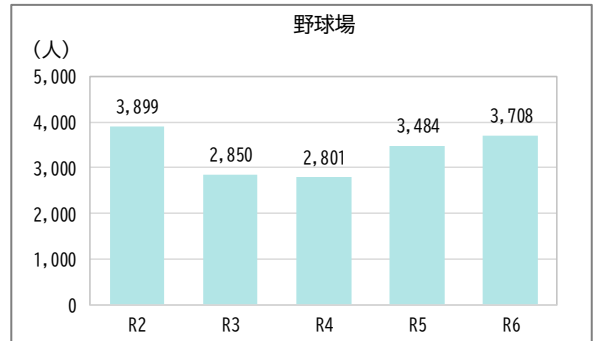
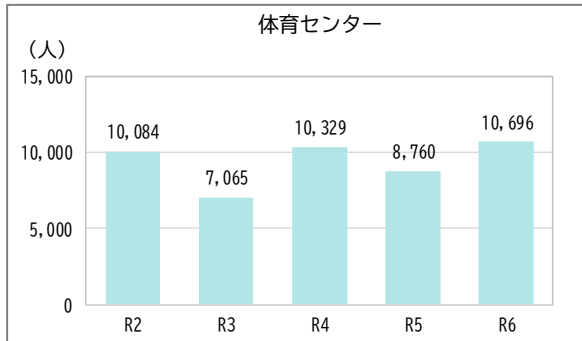
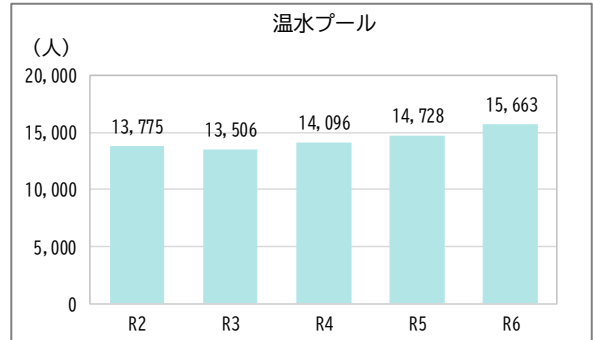
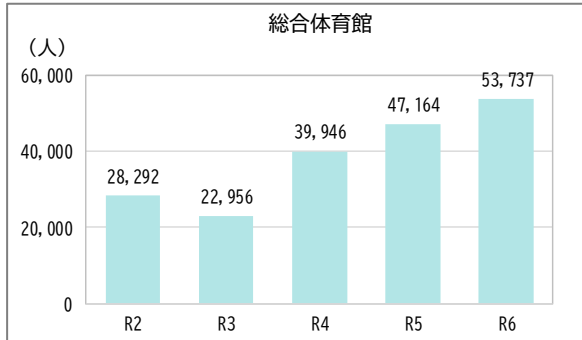
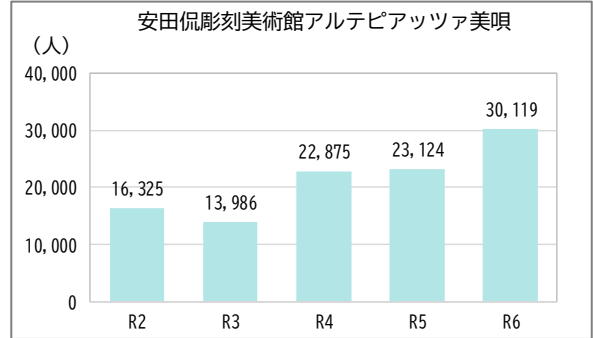
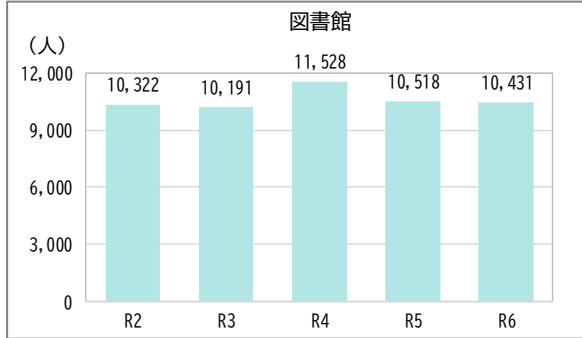
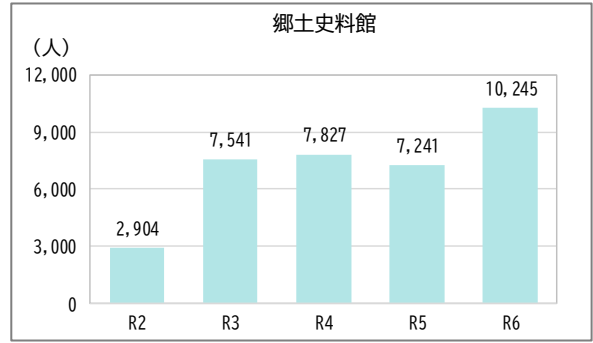
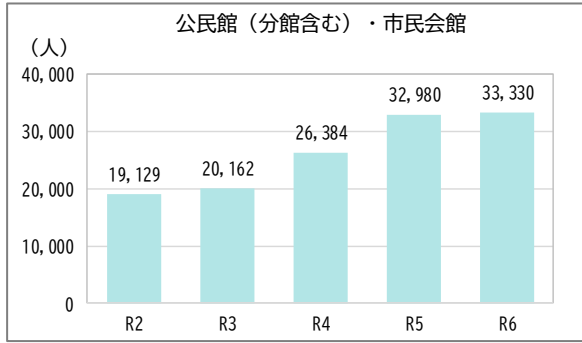


参考資料

生涯学習施設の現況

施設名	開設(整備)年	所管課
旧桜井家住宅(公民館分館)	大正7~昭和8年	生涯学習課
旧東明駅舎	昭和23年	生涯学習課
公民館本館・市民会館	昭和44年	生涯学習課
図書館	昭和46年	生涯学習課
児童館(中央小学校区放課後児童施設)	昭和51年	生涯学習課
郷土史料館	昭和56年	生涯学習課
南美唄コミュニティセンター(公民館分館)	昭和58年	生涯学習課
安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄	平成4年	生涯学習課
東小学校区放課後児童施設	平成14年	生涯学習課
野球場	昭和48年	生涯学習課
陸上競技場	昭和50年	生涯学習課
サン・スポーツランド美唄	昭和62年	生涯学習課
総合体育館	昭和63年	生涯学習課
市営弓道場	平成元年	生涯学習課
温水プール	平成13年	生涯学習課
体育センター	平成26年	生涯学習課

主な生涯学習施設の利用状況



国及び北海道、美唄市指定の有形・無形文化財

1 マガン

国指定文化財(天然記念物)。ラムサール条約の登録湿地である宮島沼に、春、秋の渡りの季節に最大8万5千羽が飛来します。

指定年月日:昭和46(1971)年6月28日



2 美唄屯田兵屋

所在地:美唄市大通西1条北2丁目2番1号

指定年月日:昭和47(1972)年2月17日

北海道指定文化財 有形文化財

施設概要:【建物】明治26(1893)年建設

木造平屋建

【面積】64.519㎡



3 峰延獅子舞

保持団体:峰延獅子舞保存会

(美唄市峰延町峰樺2区)

指定年月日:昭和46(1971)年3月3日

美唄市指定文化財第2号

無形民俗文化財



4 光珠内いん石

所有者:美唄市光珠内町北 田中隆雄氏

所在地:美唄市西2条南1丁目2番1号

美唄市郷土史料館

指定年月日:昭和51(1976)年6月5日

美唄市指定文化財第3号 天然記念物



5 4110形式十輪連結タンク機関車2号

所在地:美唄市東明5条2丁目

指定年月日:昭和51(1976)年6月5日

美唄市指定文化財第4号 有形文化財



6 ^{びばいとんでんきへいたいかやくこ} 美唄屯田騎兵隊火薬庫

所在地:美唄市大通西1条北2丁目2番1号
指定年月日:昭和58(1983)年3月2日
美唄市指定文化財第5号 有形文化財
施設概要:【建物】明治24(1891)年建設
木造平屋建
【面積】9.9㎡



7 ^{きゅうさくらいげじゅうたく} 旧桜井家住宅

所在地:美唄市大通西1条北2丁目2番1号
指定年月日:平成4(1992)年5月27日
美唄市指定文化財第6号 有形文化財
施設概要:【建物】木造一部2階建
【面積】415.97㎡



8 ^{みねのぶひがしかさおど} 峰延東傘踊り

保持団体:峰延東傘踊り保存会(美唄市峰延町公園)
指定年月日:平成12(2000)年9月21日
美唄市指定文化財第7号
無形民俗文化財



9 ^{ゆうじょうにんぎょう あおめ にんぎょう} 友情人形(青い目の人形)

所在地:美唄市西2条南1丁目2番1号
美唄市郷土史料館
指定年月日:平成30(2018)年2月27日
美唄市指定文化財第8号 有形文化財
名前は「エレーン」



10 ^{くすのきまさしげえま} 楠木正成絵馬



所在地:美唄市東美唄町 三菱美唄記念館
指定年月日:令和4年(2022年)6月28日
美唄市指定文化財第9号 有形文化財

11 おおやまつみのかみえま
大山祇神絵馬

所在地:美唄市西2条南1丁目2番1号
指定年月日:令和4年(2022年)6月28日
美唄市指定文化財第10号 有形文化財



12 きゅうさかえしやうがっこうこうしや
旧 栄小学校校舎

所在地:美唄市落合町栄町
指定年月日:令和4年(2022年)6月28日
美唄市指定文化財第11号 有形文化財
施設概要:【建物】木造2階建
【面積】388.80㎡



13 きゅうさかえしやうがっこうたいいくかん
旧 栄小学校体育館

所在地:美唄市落合町栄町
指定年月日:令和4年(2022年)6月28日
美唄市指定文化財第12号 有形文化財
施設概要:【建物】木造一部鉄骨造2階建
【面積】616.29㎡



14 じんみんさいばんじけんきろくが
人民裁判事件記録画

所在地:美唄市西2条南1丁目2番1号
美唄市郷土史料館
指定年月日:令和5年(2023年)4月21日
美唄市指定文化財第13号 有形文化財



第3次美唄市生涯学習推進計画（後期基本計画）の策定に係る諮問・答申

美教生第144号
令和7年12月2日

美唄市社会教育委員会
委員長 越前谷 賢 一 様

美唄市教育委員会
教育長 石塚 信彦

第3次美唄市生涯学習推進計画・後期基本計画(案)の策定 について(諮問)

本市の生涯学習の推進については、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度の5年間、「第3次美唄市生涯学習推進計画・前期基本計画」により諸施策を推進しておりますが、今年度をもって計画の期間が満了となります。

計画の最終年度を迎えるにあたり、大きく変化しつつある現状や課題等をふまえ、これからの5年間(令和8(2026)年度～令和12(2030)年度)を計画期間とする、「第3次美唄市生涯学習推進計画・後期基本計画」(案)について諮問いたします。

1 計画策定の主な観点

- (1) 第3次生涯学習推進計画(後期)策定の趣旨について
- (2) 第3次生涯学習推進計画(前期)の検証について
- (3) 第3次生涯学習推進計画(後期)で目指す姿について

2 計画期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度まで(5か年)

令和7年12月17日

美唄市教育委員会
教育長 石塚 信彦 様

美唄市社会教育委員会
委員長 越前谷 賢 一

第3次美唄市生涯学習推進計画・後期基本計画の策定について(答申)

令和7年12月2日付け、美教生第144号をもって諮問のありました「第3次美唄市生涯学習推進計画・後期基本計画」の策定につきまして、美唄市社会教育委員会において協議を行った結果、別記のとおり答申いたします。

「第3次美唄市生涯学習推進計画・後期基本計画」が、本答申において示された意見等を踏まえ、各事業展開に生かされるよう配慮願います。

美唄市社会教育委員名簿

役 職	氏 名	所属団体	備 考
委 員 長	越前谷 賢 一	福祉団体	
副委員長	井 口 京 子	(個 人)	
委 員	内 山 彰	スポーツ団体	
委 員	大 脇 基 樹	青少年育成団体	
委 員	荻 野 昌 崇	商工団体	
委 員	栗 栖 一 貴	青年団体	
委 員	横 井 隆 志	学校関係	
委 員	廣 岡 文 衛	文化団体	
委 員	山 根 悦 子	(個 人)	

任期:令和6年1月1日~令和7年12月31日

**第3次美唄市生涯学習推進計画【後期基本計画】
令和8(2026)年度～令和12(2030)年度**

発 行：美唄市教育委員会 生涯学習課
住 所：072-8660 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号
電 話：0126-62-3132
F A X：0126-62-1088
メー ル：shougai@city.bibai.lg.jp